

名古屋市国際交流活動助成基準

この基準は、名古屋市国際交流活動助成要綱（以下「要綱」という）第15条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第1 要綱第4条第5項の過去とは、助成を受けようとする年度の初日から10年前までとする。

第2 要綱第7条に基づく申請期限は、事業を実施する日の年度の4月1日から4月30日とする。ただし4月1日もしくは4月30日が休庁日であった場合、直後の開庁日とする。

第3 要綱8条に規定する、「助成審査委員会」は次の職にあるもので構成する。

観光文化交流局担当部長（都市魅力・国際都市化担当）

観光文化交流局観光交流部国際交流課長

観光文化交流局観光交流部担当課長（多文化共生・国際貢献担当）

（公財）名古屋国際センター総務課長

観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課長

スポーツ市民局市民活動推進センター所長

スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課長

2 審査会は、委員の4名以上が出席しなければ、審査会を開くことができない。

3 審査会は、予算の範囲内で要綱第8条2項の事項について審査する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

この基準は、平成18年6月1日から施行する。

この基準は、平成22年6月18日から施行する。

この基準は、平成23年2月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年8月14日から施行する。

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。